



バナナ通信

秋号



発行日：平成24年10月31日
発行：沖縄県NPOプラザ
（県庁4階県民生活課内）
電話：098-866-2187
FAX：098-866-2789
E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp
（県民生活課代表）



〈今月のcontents〉

P2 NPO法人の設立・会計税務講座のお知らせ

P3 講座申込書

P4～P5 NPOプラザからのお知らせ

P6 提出書類チェックシート

P7～P8 助成金情報



県内のNPO法人数…… 550 法人

法人設立認証中の団体…15 団体 （10月31日現在）

沖縄県NPOプラザ主催 特定非営利活動法人の設立・会計税務講座のお知らせ

・沖縄県NPOプラザでは、特定非営利活動法人の概要及び設立や運営の為の会計税務講座を開催いたします。

対象者： 特定非営利活動法人関係者及び特定非営利活動法人に関心のある方
参加費： 無料

	内容及び時間	講師
午前の部	① 特定非営利活動法人の概要 (10 : 00 ~ 11 : 00)	沖縄県 沖縄県行政書士会
	② 特定非営利活動法人設立講座 (11 : 00 ~ 12 : 00)	
午後の部	③ 特定非営利活動法人会計講座 (13 : 30 ~ 15 : 00)	沖縄県税理士会
	④ 特定非営利活動法人税務講座 (15 : 10 ~ 16 : 10)	
	⑤ 質疑 (16 : 10 ~ 16 : 40)	

開催日・開催場所

回数	開催日	開催場所	定員
1回目	12月14日(金)	名護市 北部生涯学習推進センター(研究室1)	定員60名
2回目	12月18日(火)	沖縄市 沖縄市民会館(中ホール)	定員200名
3回目	1月11日(金)	糸満市 糸満市庁舎(3階会議室)	定員80名
4回目	1月16日(水)	宮古島市 宮古島市中央公民館(視聴覚室)	定員70名
5回目	1月18日(金)	浦添市 浦添てだこホール(市民交流室)	定員200名
6回目	1月22日(火)	石垣市 石垣市大濱信泉記念館(多目的ホール2F)	定員40名

※1団体3名以内 定員に達し次第受付を締め切らせていただきます。

申込方法

- ①FAX又はメールで申込む場合→別紙「申込書」による
- ②web(電子申請)で申込む場合→県民生活課のホームページへアクセス

共催

沖縄市市民活動交流センター
那覇市NPO活動支援センター
名護市・沖縄市・宮古島市・浦添市・糸満市

特定非営利活動法人の設立・会計税務講座申込書

午前の部・午後の部(両方参加も可)の参加希望欄に○をつけ団体名・参加者氏名
連絡先を記入の上、下記までFAX又はメールにてお送り下さい。(1団体3名以内)

申し込み期限:各開催日前日まで(※ただし、定員に達し次第、受付を終了します。)

日時	開催場所		定員	午前の部	午後の部
12月14日(金)	名護市	北部生涯学習推進センター	60名		
12月18日(火)	沖縄市	沖縄市市民会館(中ホール)	200名		
1月11日(金)	糸満市	糸満市庁舎3階会議	80名		
1月16日(水)	宮古島市	中央公民館(視聴覚室)	70名		
1月18日(金)	浦添市	てだこホール(市民交流室)	200名		
1月22日(火)	石垣市	石垣市大濱信泉記念館	40名		

団体名	
参加者氏名	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; min-height: 100px;"></div>
連絡先	

申込み及び問い合わせ先

沖縄県環境生活部 県民生活課 担当:堀田、嘉数
 FAX:098-866-2789 TEL098-866-2187
 メール:aa024007@pref.okonawa.lg.jp

NPOプラザからのお知らせ



「代表権喪失の登記」は9月いっぱいまで!!



定款に「**理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する**」という条文があれば対象法人です。



NPO法改正(H24.4.1)に伴う、理事長以外の理事の「代表権喪失の登記」は9月いっぱいまででした。ほとんどのNPO法人は登記手続が義務づけられているはずですが、まだ手続きしていない法人も多数いるようです。

手続を怠った場合は過料(20万円以下)の対象となるほか、認定申請時に問題となる可能性があります。まだ手続していない団体は、大至急法務局に登記手続に行ってください。(書類等は直接法務局にお問い合わせください。この手続に係る県への書類提出等はありません)



◆メールリスト登録募集!

次回から、ばなな通信は郵送での一斉配布ではなく、メールにて配信することになりました。

その他、県からのいろいろなお知らせを配信する計画ですので、是非登録をお願いいたします。

また最近、電話やFAXが繋がらない法人が多数あり困っています。併せて連絡先を確認させていただきたいと思いますので、右記①~⑤の記入にご協力下さい。

件名:

「ばななメールリスト登録希望」

- ①法人名
- ②代表者氏名
- ③法人電話番号
- ④法人FAX番号
- ⑤メールアドレス



宛先: NPOプラザ oki-npoplaza@bz03.plala.or.jp

◆沖縄県NPOプラザのホームページがリニューアルしました

県庁全体のホームページリニューアルに伴い、NPOプラザのホームページも変わりました。今までお気に入りやブックマークに登録して下さっていた方は、10月からは表示されなくなりますので、改めて新規登録をお願いいたします。

◆役員変更届出に「役員名簿」が必要に!

4月の法改正により、役員変更届出時の添付書類として、変更後の役員名簿が必要になりました。

変更の度に最新の役員名簿が必要になります。忘れずに提出をお願いします。



<新しいHPへの行き方>

「沖縄県県庁」→「組織で探す」→「環境生活部」→「県民生活課」→「NPO関係」→「沖縄県NPOプラザ」



事業報告書の提出はお済みですか？

NPO法人は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書を作成し、主たる事務所に備え置くとともに、所轄庁（沖縄県）に提出しなければなりません。この義務を怠った場合は、理事や監事が20万円以下の過料処分の対象となるとともに、3年以上にわたって提出を行わなかった場合は、設立の認証を取り消される場合もあります。

団体の活動を公表して多くの方に理解してもらい、会員や支援者を増やし、活動を広げましょう！！



活動予算書・活動計算書について

平成24年4月から事業報告書の中の『収支計算書』が『活動計算書』に変わりましたが、定款変更認証申請や設立申請時も、『収支予算書』ではなく『活動予算書』での提出が求められますのでお気をつけ下さい。

具体的には、「事業費」の書き方が変わります。今までは定款で定めた事業ごとに、金額を記載していましたが、活動予算書・活動計算書では事業費を(1)人件費と(2)その他の経費に分けて記載します。また事業ごとの内訳は、「活動予算書の注記」に記載します。

詳しい書き方・書式については沖縄県NPOプラザのHPを見ていただくか、プラザにお問い合わせいただければ参考資料をFAX等でお送りします。

また前のページで紹介しています会計講座においても詳しい会計方法について説明を聞くことができますので、この機会に是非参加して下さい。

参考：特定非営利活動促進法10条1項8号、27条、28条

◆解散をお考えの法人様へ

NPO法人の中には、会員や会費が集まらず、活動が停止している団体や理事の持ち出しばかりで維持がたいへんという団体もあります。また、NPO法人として存続するには、毎年、事業報告書の提出や2年ごとの役員の再任登記など、事務手続きが煩雑でたいへんだから、任意団体に戻りたいという団体もあります。

せっかく苦勞して立ち上げたNPO法人ではありますが、活動できていない、事務が面倒で何年も困っている法人には、自主解散をお勧めしています。NPO法人には、法律上「休止」という制度はありません。またNPO法人はたとえ収入がゼロでも、事務所の地方税がかかります。減免申請してなければ、通常、毎年7万円かかります。また、これを支払わないまま何年も過ぎると延滞金まで

今年4月の法改正により、解散手続きとして、最低3回必要だった官報への解散公告は、1回で済むようになり、解散に係る費用負担や手続きも軽減されました。総会での決議による解散手続きについては、お気軽に県NPOプラザやお近くのNPO支援センターにご相談下さい。

なお、解散についての手続きの流れ、書式等は沖縄県NPOプラザホーム



◆沖縄県NPOプラザのご利用方法について

各種書類の提出受けは、昼休みを除く9時から5時までです。相談については予約制により対応しておりますので、ご予約されていない方については対応しかねることをご了承下さい。相談は土日祝祭日を除く午前9:00～12:00となります。

提出書類チェックシート

何が何枚必要だったかな？というときに参考にして下さい。



は押印という意味です。

< 定款変更認証申請 >

チェック	提出書類	提出部数
	定款変更認証申請書	1部
	総会議事録の写し	1部
	変更後の定款(全文)	2部
★ 事業の変更を伴う場合は以下の書類を追加		
	事業計画書(2カ年分)	2部
	活動予算書(2カ年分)	2部
↓ (定款変更認証後の提出書類)		
	登記事項証明書	1部
	登記事項証明書(写し)	1部
	変更後の定款(原本証明付)	2部

< 事業報告書 >

チェック	提出書類	提出部数
	事業報告書	2部
	財産目録	2部
	貸借対照票	2部
	活動計算書(収支計算書)	2部
	年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名・住所・報酬の有無)	2部
	社員のうち10人以上の者の名簿 (前事業年度の末日における社員)	2部

< 定款変更届出 >

①事務所所在地(所轄庁変更を伴わないもの) ②役員の定数 ③資産に関する事項 ④会計に関する事項 ⑤事業年度 ⑥解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関するものを除く) ⑦公告の方法に関する事項		
	定款変更届出書	1部
	総会議事録の写し	1部
	変更後の定款	2部
↓ (定款変更後の提出書類)		
★ 定款の変更に伴い登記の変更を行った場合		
	登記事項証明書	1部
	登記事項証明書(写し)	1部
	変更後の定款(原本証明付)	2部

< 役員変更届出 >

	役員変更届出書	1部
	変更後の役員名簿(報酬表示付)	2部
★ 新任のときは以下の書類も添付		
	住民票(6ヶ月以内)	1部
	就任承諾及び宣誓書の写	1部

助成金情報

JT NPO助成事業 ～地域コミュニティの再生と活性化にむけて～ 募集期間:10月1～11月20日 必着

助成対象事業: 非営利法人が日本国内において、地域社会の核となって実施する地域コミュニティの再生と活性化につながる事業。また、東日本大震災被災地支援については、2012年度に比べ応募資格を緩和し、引き続き数件程度優先して助成を行います。

助成限度額および助成件数: 1件あたり年間最高150万円まで、40件程度(東日本大震災被災地支援助成を含む)

募集要項および応募書式: JTホームページよりダウンロード
(<http://www.jti.co.jp/csr/contribution/social/npo/index.html>)、または郵送による取り寄せ

応募方法: 応募書類及び添付書類を事務局宛に郵送
〒105-8422 東京都港区虎ノ門2-2-1
日本たばこ産業株式会社 CSR推進部 社会貢献室
TEL:03-5572-4290 FAX:03-5572-1443

東日本大震災「支える人を支える基金」

応募期間: 応募は随時受付け、2ヶ月に1回程度の間隔で助成決定する予定です。

- 1、助成の対象は、5人以上のボランティアグループからNPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人などの団体まで。
- 2、プログラムは3つあります。①緊急支援活動 ②生活支援活動 ③復興支援活動・コミュニティづくりの活動など、幅広い支援活動が助成対象になります。
- 3、全国での活動が助成対象となります。
- 4、支援活動をマネジメントする専門的な人材の人件費も助成対象になります。

助成金額(助成上限額): 1ヶ月未満50万円まで。1ヶ月以上300万円まで。

お問い合わせ: 社会福祉法人 中央共同募金会企画広報部(ボラサポ担当)
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞ヶ関5階
電話:03-3581-3846 FAX:03-3581-5755

2012年度国内助成プログラム

助成対象：地域に生きる人々が主体となり、地域社会の再生・振興に向けて、地域課題の解決に具体的に結びつく意欲的な取り組み・領域・分野(医療・福祉、教育、まちづくり、文化、教育、災害支援等)を問わない

助成金額：1件当たり年間300万円程度まで(総額6000万円)【地域間連携助成】

助成対象：活動助成の用件に加え、プロジェクトの実施主体に実績があり、活動の理念が明確であること・同じ課題を抱える地域の住民・団体同士が連携し、お互いのノウハウやネットワークを活かしながら、共に課題解決に取り組むもの・活動終了後も地域間の持続的なつながりや、協力関係の創出につながる取り組みであり、成果が広く社会に波及することが期待される取り組みであること

助成金額：1件当たり上限1,000万円(総額2,000万円)【共通事項】

助成期間：2013年4月1日から1年間または2年間

募集締切：11月19日(月)

連絡先：公益財団法人トヨタ財団 国内助成プログラム
〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1

知的交流会議助成

概要：日本と諸外国との知的交流を強化し、日本の対外発信と世界における知的貢献を促進するために、日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話を支援します。

申込締切日：12月3日

助成金額：次ぎに掲げる項目を対象として、事業実施に必要な総経費の一部を助成します。

1. 旅費(国際航空賃、国内交通費、滞在費)
2. 謝金(発表・講師謝金、通訳謝金、アシスタント謝金)
3. その他(資料・報告書作成費、会場・機材借料、広報費等)助成額は個々の事業の内容や必要性によって査定の上決定します。これまでの助成実績は1件あたり約200万円ですが、事業によって助成金額には上下の幅があります。

対象事業：日本と諸外国との間の共通課題(地域的課題、地域の重要課題を含む)、相互関係の強化または相互理解の進化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話事業、またはセミナー等を行う交流事業に対し、経費の一部を助成します。日本と外国の二国間での事業のみならず、参加者が日本を含む多国間に関与した対象団体。

1. 海外(米国を除く)及び国内の非営利団体(大学、研究所、非営利公益団体等)。以下の団体は申請資格がありません。

(1) 日本政府(国立機関を含む)、地方公共団体(公立大学、公立中学・高校その他の公立機関を含む)、特殊法人、独立行政法人、国立大学法人(国立中学・高校を含む)

(2) 外国政府(研究・教育機関を除く)、在日公館

(3) 国際機関(日本政府が拠出している政府間機関)

(4) 日本と国交のない国に所在する団体

2. 基金から助成金の交付を受けることについて自国の法令等に違反してないこと。

問い合わせ先：助成団体 国際交流基金 〒160-0004 東京都新宿区四谷4-4-1

TEL: 03-5369-6075 FAX: 03-5369-6044 E-mail: jf-toiawase@jpf.go.jp

URL: <http://www.jpf.go.jp/j/index.html> ※検索の際は、URLをコピーして検索してください。

詳細URL <http://www.jpf.go.jp/j/program/intel/dl/pdf/RIE-RC1j.pdf> ※検索の際は、URLをコピーして検索してください。